

平成22年（ネ）第4283号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 王 春林 外47名

被控訴人 国

控訴人ら代理人意見陳述（2）

2010（平成22）年11月25日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 穂 積 匡 史

本件において、結果の回避がいかにして可能であったかについて陳述いたします。

1 作為義務違反

中国政府は1989年以降、一貫して、日本政府に対し、被害を防ぐため、遺棄毒ガスが存在する可能性が高い地域についての情報を提供するように求めていました（甲317～甲321。準備書面（1）・51～53頁）。

これに応じて、日本政府が、チチハル飛行場の軍事施設の跡地（第1現場はこれに含まれます。）がこれに当たるとの情報を提供していれば、中国側が付近住民や作業者に危険を周知する等の措置をとることにより、本件事故を防ぐことができたはずですが、本件事故の発端は、ショベルカー作業者が、掘り出したドラム缶を旧日本軍の毒ガス補給容器と知らずに壊したり転売したりしたことにあつたのですから、事前に彼らに対して、不審なドラム缶には一切触れずに当局に通報するように指導してさえいれば、44人死傷という未曾有の惨事は防げたのです。

ところが、日本政府は、中国政府からの要請にもかかわらず、かかる情報提供をしませんでした。

2 チチハル飛行場はなぜ危険なのか

（1）毒ガス兵器が遺されている場所として想定されるのは何処か

ところで、その前提として、はたして日本政府は、チチハル飛行場の軍事施

設の跡地に遺棄毒ガスが存在する可能性が高いとの情報を得ることが可能だったのかとの疑問をお持ちになるかもしれません。

しかし、すでに相代理人が述べたとおり、かかる情報を得ることは十分に可能でした。

そもそも、旧日本軍の毒ガス兵器がどこに遺されているか、という問題を考えたとき、まず国内で頭に浮かぶのは、毒ガス兵器工場のあった広島・大久野島（東京第二陸軍造兵廠忠海製造所）、北九州・曾根（東京第二陸軍造兵廠曾根製造所）、神奈川・寒川（相模海軍工廠）、毒ガス教育を行っていた千葉・習志野（陸軍習志野学校）、航空毒ガス戦の教育・演習を行っていた浜松（浜松陸軍飛行学校、三方原陸軍教導飛行団）の5箇所であると思われます。

そして、中国で頭に浮かぶのは、毒ガス戦の研究・教育・演習を担った関東軍化学部（516部隊）のあったチチハル市街、その練習隊（526部隊）のあったチチハル市フルルキ区、そして、516部隊と飛行隊が共同して航空毒ガス戦の教育・演習を行っていたチチハル飛行場の3箇所と、毒ガス兵器が配備された各地の野戦兵器廠ということになるでしょう。

（2）チチハル飛行場の危険性を国の担当者は知っていた

チチハルで、516部隊と飛行隊による航空毒ガス戦の教育・演習が行われていたことは、多くの史料・文献から明らかです（甲53、甲156、甲157、甲273、甲297、甲303、甲322）。したがって、チチハル飛行場が危険地域に当たるのは明らかでした。

このことは、被控訴人国の公務員も現に認識していました。ところが、彼らはそれを隠蔽していました。

私は、防衛庁防衛研修所戦史室が著した戦史叢書「満洲方面陸軍航空作戦」（甲296）を読んだときの戦慄を今でも忘れません。その405頁は、「昭和十五年度冬季航空研究演習」を紹介していました。「昭和十五年度冬季航空研究演習」と言えば、まさにチチハル飛行場を根拠地として、関東軍化学部（516部隊）とチチハル飛行隊、そして浜松陸軍飛行学校が連合して航空毒ガス戦研究を行った演習です。したがって、これを紹介するのであれば、当然に航空毒ガス戦の記述がメインとなるはずなのです。

ところが、405頁には、「毒ガス」という言葉は一つもなく、高度爆撃や夜間爆撃の研究を行ったと記述されていました。私は、私の知っている「昭和十

五年度冬季航空研究演習」とは別の演習のことなのかと思ひ、該当部分の注に引用された原典史料を調べてみました。それは紛れもなく、私の知っている「昭和十五年度冬季航空研究演習」の史料（甲297）でした。著者（防衛庁の職員）は、チチハル飛行場における毒ガス演習の事実を現認しながら、あえて毒ガスに関する部分のみを記述から外したのです。

私は、公職に就いて歴史を記述する人間にあるまじき態度であると憤りを感じるとともに、この事故は防げたのだと改めて確信しました。

この本が発行されたのは1972年です。それから約20年後の1991年6月、日本政府は中国政府から、遺棄毒ガスがどこに存在しているかに関する情報の提供を求められ（甲318）、約30年後の2003年8月、本件事故が発生したのです。チチハル飛行場が航空毒ガス戦の根拠地である等の情報を隠蔽せず、速やかに中国側に提供していれば、本件結果は回避可能でした。

3 求釈明等について

(1) 516部隊兵士からの情報

日本政府は、1992年1月にはチチハルを名指しで、遺棄毒ガスの存在する可能性のある地域の一つと指摘され（甲320）、危険地域の特定に繋がる情報の提供を求められていました。この時、直ちにチチハル飛行場付近が危険である、チチハル飛行場の弾薬庫には毒ガスが配備保管されていたから今なお残置されている可能性が高い、といった情報を提供するのは、上述した国の担当者の有する情報に照らせば自然の流れであったはずです。

2003年8月、その弾薬庫の跡地から、毒ガス缶が掘り出されました。これは関東軍化学部（516部隊）が保管していたものをそのまま残置したと考えるのが自然であり、原判決も概ねそのように認定しました。

被控訴人国は、埋設に関与した兵士が生存していない可能性が高いから、情報収集しても無駄であったというものです。しかし、関東軍化学部（516部隊）の主力は、終戦前の8月9日にチチハルを脱出し、終戦直後の9月4日に無事帰国し、関東軍化学部一部復員令により復員しているのです（甲54・28の3頁）。したがって、本件毒ガスの残置に関与した兵士は生存しており、復員時にそれを申告していた可能性や、復員後に追跡調査できた可能性も十分にあります。

今回、控訴人らは、これら復員した516部隊の兵士から得た情報を明らか

にするよう求釈明を申し立てました。被控訴人国には、速やかに事実を明らかにするよう求めます。

(2) 政府間協議の内容

次に、証拠によれば、遺棄毒ガスに関して1991年1月から1996年12月まで4回にわたって日中政府間協議が実施されています。日本政府が中国政府からチチハルを名指しで、危険地域に関する情報提供を求められていたことは既に述べました。これを受けて、日本政府がいかなる情報を提供し、あるいは提供しなかったのか。その交渉の舞台となった4回の政府間協議で、いかなるやり取りがなされたのか、控訴人らは、被控訴人国に対し、これを明らかにするよう求めます。

(3) 今後の主張立証について

もちろん、控訴人らの主張立証は、これに尽きるものではありません。たとえば、浜松、屈斜路湖、習志野、千葉等では、情報収集により得られた関係者の証言等に基づき探査を実施した結果、遺棄毒ガスが発見され、被害防止が実現しています(甲94、甲94の2、甲167～169、甲275、甲276、甲304～306)。他方、中国における遺棄毒ガスについて、日本政府が同様の情報収集を行った形跡は見られません(被控訴人国が反論の中で言及したチチハル市フルルキ区の探査は、中国側で収集した元日本軍兵士の証言に基づくものであり、日本側が収集したものではありません。)

同じ日本国内での元日本軍兵士を対象とした調査(文献・史料調査、関係者への事情聴取)でありながら、国内の被害防止目的では可能だったものが、中国向けではなぜできないのか(あるいは、なぜしないのか)。

また、今回求釈明を申し立てた1996年12月までの政府間協議以降、日本政府はいかなる情報収集を行い、これを中国側や国際機関(CWC)に提供したのか(あるいは、しなかったのか)。

これらについては、今回提出した準備書面(1)に対する認否・反論、求釈明への回答等を踏まえて、さらに主張立証を行う所存であることを申し添えて陳述を終わります。

以上